

総務文教常任委員会記録

令和2年9月24日

【開催日】 令和2年9月24日（木）

【開催場所】 第2委員会室

【開会・散会時間】 午後1時30分～午後2時15分

【出席委員】

委員長	河野 朋子	副委員長	伊場 勇
委員	奥 良秀	委員	笹木 慶之
委員	中岡 英二	委員	長谷川 知司
委員	山田 伸幸		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議長	小野 泰	副議長	矢田 松夫
----	------	-----	-------

【執行部出席者】

教育長	長谷川 裕	教育部長	岡原 一恵
教育次長兼教育総務課長	吉岡 忠司	教育総務課課長補佐兼学校施設係長	熊野 貴史
監理室長	河田 誠	監理室技監	中村 景二
建築住宅課主査	石田 佳之	建築住宅課建築係長	山本 雅之
建築住宅課職員	中務 博志		

【事務局出席者】

事務局長	尾山 邦彦	議事係長	中村 潤之介
------	-------	------	--------

【審査内容】

- 1 議案第100号 埴生小・中学校整備事業（小学校解体工事）請負契約の締結について

午後1時30分 開会

河野朋子委員長 それでは、ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

審査内容1番、議案第100号埴生小・中学校整備事業（小学校解体工

事) 請負契約の締結についてを議題とします。

山田伸幸委員 まず、入札結果の資料を提出していただいて、それから説明を受けたいと思いますが。

河野朋子委員長 入札についての資料は、準備していただけますでしょうか。
(「はい」と呼ぶ者あり)まず、説明から入りますので、準備していただく間に執行部から説明を受けて、資料については後ほど配布していただくということで、よろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それでは、まず説明を執行部からお願いします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 議案第100号埴生小・中学校整備事業(小学校解体工事)請負契約の締結について御説明します。埴生小・中学校につきましては、本年4月に開校しましたが、それに伴い、小学校移転後の使用しなくなった旧埴生小学校の校舎とプールを解体する工事となります。契約の相手方は、埴生小・中学校整備事業(小学校解体工事)へキムラ興業・太陽産業・月村組特定建設工事共同企業体で、請負契約金額は6,270万円です。9月1日に指名競争入札を行い、9月16日に仮契約を締結することができましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、落札業者と工事請負契約を締結するため、議会の議決を求めるものです。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いします。

(資料配布)

河野朋子委員長 今、入札結果の資料も皆様のお手元にあると思いますので、これも併せて質疑を行いたいと思います。質疑のある委員の方はよろしくお願いします。

山田伸幸委員 落札業者のところに備考として、調査の結果、落札決定という

ことがあります。予定価格の3分の1程度の金額で落札決定しているわけですが、そもそもこの金額で正当な工事、あるいは廃材等の処理も含めて実施できるのかどうか。今日、入札を担当されている当事者もいらっしゃいますので、その点を説明してください。

石田建築住宅課主査 解体工事については、調査基準価格を設定しており、調査基準価格を下回る金額での入札があった場合は、低入札価格調査を行い、契約に適合した履行がなされるかどうかを判断しております。この度の工事については、入札金額が調査対象価格であったため、業者から低入札調査資料を提出してもらいました。また、聞き取り調査を行い、見積金額で適切に施工できるとはっきり回答を頂いたため、発注者側としては、施工可能と判断しました。

山田伸幸委員 本会議での質疑でも、こういった解体工事については、最低制限価格を設けないとされているんですが、条例か法の規定だと思うんですが、最低制限価格が設けられていない理由について、詳しく説明してください。

岡原教育部長 申し訳ありません。この質問の内容につきましては、監理室から答えさせていただきたいので、少しお時間を頂いてもよろしいですか。

河野朋子委員長 今回の質疑に対しては、監理室が回答できるということで、監理室に来ていただくということで、それ以外の質疑を進めて、その間に呼んでいただきたいと思います。お願いします。入札関係以外のところで、質疑があればお願いします。

奥良秀委員 金額の説明は後でということなんですが、工期は大体何箇月ぐらいの予定になっているか、質問させていただきます。

石田建築住宅課主査 工期については、14.6か月となっております。

奥良秀委員 先ほど説明があった中で、9月1日が入札で9月16日に仮契約ということで、最低制限価格のところにはまっていたので、調査と聞き取り、ヒアリング等を行われたということで、前にも解体工事でアスベストが途中で発生して、工期が延びたとか金額が増えたとかあったんですが、今回はそのときのことを参考にされて、そういう調査をきちんと強化されて、そういったことも盛り込んで、もちろん入札に取り組みましたと思うんです。もう一度聞きますけど、追加予算であったり工期を延ばしたりということはないということでしょうか。

石田建築住宅課主査 アスベストについては、市で事前に採取できる範囲で調査を行っております。アスベスト含有建材が事前に分かっているため、アスベストに関する法律にのっとり適切に処理させていただきます。工期についても、アスベストの処理できる十分な工期としておりますので、工期については延びる予定はなく、現状ではできるとしております。

奥良秀委員 ということは、100%とは言いませんが、特に時間が掛かるのはアスベストの除去だと思えますが、その辺は前の事例もありまして、その辺からまたいろいろ調査、研究はされていると思えますので、そこで、工期が延びたり追加予算が必要になったりということはないということで、もう一度確認させてもらいますが、よろしいですかね。

石田建築住宅課主査 アスベスト含有建材については、市で過去の事例に基づいて、入っている場所の予測を立てて判断しております。ただ、解体業者のほうが更に詳しいので、ここにも入っているんじゃないかという疑義が出たら、そこも調査するようになると思えます。

奥良秀委員 いや、今、そこを言っているんで、アスベストっていうのは、年を経過するごとに厳格化されてきている建材の一つなんですよね。ですから、実際今回は低入で要は聞き取り調査をされたという中で、今の御

時世、どういうものが入っているのかっていうのは事前によく調べてっていうことは、山陽小野田市で今まで追加であったりとか延伸であったりとか起きていますよね。だから、そういったことをきちんとやっていますかって質疑させてもらっているんですけど、9月16日に仮契約されていますから、きちんと、先ほど解体業者じゃないとうんぬんかんぬんということを言われましたけど、そういったことも全部ひっくるめて、聞き取り調査を行った結果、9月16日、これだったら大丈夫ですよっていうことで、仮契約を結んだということによろしいですか。

河野朋子委員長 答弁はできますか。

石田建築住宅課主査 はい、よろしいです。

山田伸幸委員 本会議場での質疑の際に、当初の予定価格については、何箇所かの見積りを頂いてこの金額を設定したということなんですけど、実際、何箇所から見積りを徴取して、この金額を決定されたのか。

石田建築住宅課主査 設計書作成については、基本的に、優先順位的には山口県の県単価を優先して作成しています。次に刊行物単価にない項目については、見積りを徴取して設計金額を算出しております。見積りを依頼した業者については、6業者に依頼しました。そのうち、見積りの提出があったのは6業者になります。

山田伸幸委員 その6業者の見積りで、その結果は平均を取られたのか、それとも加重平均なのか。その点いかがですか。

石田建築住宅課主査 見積りについては、最低金額を採用しております。

山田伸幸委員 最低金額を採用されたとしても、実際の落札価格との開きがす

ごく大きいですね。先ほど説明で、できるという回答で契約に至ったと説明されていますが、実際に工事内容、こういう工事手順でやるから可能なんだとか、そういう詳しい工事計画を聞かれた上で、そういう判断をされたのでしょうか。

石田建築住宅課主査 落札者が持参された見積書の安い項目について、一つ一つヒアリングをしました。そして、一つ一つについて適切に施工できますとはっきり回答を頂いたため、総合的に判断して履行可能としました。

山田伸幸委員 誰が見ても安いんじゃないかと、この入札結果表を見ればそういう疑問が湧いてくるわけですが、最初の6業者による見積りとこの開きについて、その検査・聞き取りの中で、疑問とかが湧かなかったのでしょうか。

石田建築住宅課主査 設計書作成のための見積りについても、市長印を押して公文書で正式に依頼しているため、提出された見積りが市としては正しいものと判断して、設計書を作成しました。入札時に持参された見積書についても、正しいと判断しております。

河野朋子委員長 すいません、ちょっともう一度、最後の部分。聞き取りにくかったので。回答をもう1回お願いします。

石田建築住宅課主査 市としては、設計書作成のための見積書も市長印を押して正式に依頼しております。公文書で正式に依頼しているため、提出された見積りが正しいものとして取り扱っております。入札に持参された見積書も当然正しいものとして取り扱っております。

長谷川知司委員 見積り6者は、市内業者か、あるいは市外か県外ですか。

石田建築住宅課主査 市内業者になります。

長谷川知司委員 市内業者は、今ここにJ Vで2者なんですけど、単独で言えば6者ありますが、この中の何者かは該当した業者はおりますか。

石田建築住宅課主査 おっしゃるとおり、何者かは該当しております。

長谷川知司委員 では、市の設計書と比較して、業者からも設計書なり見積書なりを出されている、徴取して調べられていると思うんですね。低入札となった主な原因はどこにあると考えられましたか。

山本建築住宅課建築係長 長谷川委員の言われた比較設計書を作成したところ、全般的に約30%程度の価格で単価を入れられておりますので、突出してどこが安いとか、どこが高いとかいうことではありませんでした。

長谷川知司委員 特に、自分で処分場を持っている業者は、処分費が安いから相当安いんですが、その違いはどうでしたか。

石田建築住宅課主査 この金額で入札した理由を聞き取りしましたところ、建設機械や仮設材を多数所有しており費用を最小限に抑えることができること、長年に取引のある下請業者と協力体制があること、類似工事の実績があることなどから、この価格で施工できると判断したと回答していただいております。

長谷川知司委員 今調査された結果は、当然それはそれで尊重しないといけないと思います。なぜ低入札になったかということ考えたときに、逆に、入札していただいたときの見積金額、業者はどのようなJ Vを組むか、また、どういう形での入札になるか分からないから、どうしても安全側を見て出されるんじゃないですか、見積書。その判断が、最低金額を採用したにしても、業者はあくまでも安全を見て金額を出されますので、その差があったとは思われませんか。どうですか。

石田建築住宅課主査 設計書作成のための見積書が安全側で出されたかどうかは分かりませんが、見積依頼書には実勢価格で提出するように記載しております。

長谷川知司委員 これを最後の質問にしましょう。実勢価格ということであっても、これだけ開きがあるということは、やはり、どこかの業者ともう1回話をすべきかもしれませんね。これはどういう形でしたらいいかは分かりませんが、今までのように、見積りを6者取ったから、それで最低価格で行ったからいいんだっていうんじゃないで、これだけの開きがあるっていうことは、どこか何かまた考え違いがあるかもしれませんので、そこは今後よく詰めて、設計書を作成されるようにしていただければいいかなと思います。

河野朋子委員長 意見ということでいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

（監理室職員 入室）

山田伸幸委員 監理室が来られたのでお聞きしますが、この入札で、予定価格、入札書比較価格、そして調査基準価格、三つの金額が記載されておりますが、それぞれ内容が違うわけですね。法的に、あるいは条例的にどのような規定の上で、こういう価格が決定されているか、まずお聞きします。

河田監理室長 まず予定価格、入札書比較価格につきましては、担当課の設計書を基に、これは決裁を取っておりますので、その価格を採用しています。それから、調査基準価格につきましては、入札書比較価格の設計内容を見まして、これにつきましては、要綱上に、直接工事費の10分の9.7、共通仮設費の10分の9、現場管理費の10分の9、一般管理費の10分の5.5という形での計算方法によりまして、調査基準価格

を設定しております。

山田伸幸委員 私もこのように金額が開いていることになかなかお目にかかれなくてびっくりしたんですけれど、入札があったときに、落選されたほうも相当安い金額となっているんですが、これで実際に可能と判断された、先ほどそれは落札をした業者ができると言われてきたんですが、監理室として、このような予定価格に対して低入札のものが、これまであったのかどうなのか。その点いかがでしょうか。

河田監理室長 今までの事例で行きますと、解体工事において50%程度の落札という事例はあったと思います。

山田伸幸委員 入札金額を見られたときに、これで適正な工事実施について、疑問等は湧きませんでしたでしょうか。

河田監理室長 入札、応札の時点で、これが適正かどうかというのは、金額だけでは判断できないところがありますので、入札時点ではそのような考え方はありません。調査基準価格を設定して、先ほど建築住宅課が申しました調査を行うというような形で今行っておりますので。また、建築物や土木工作物を施工、新たに作るものとは違って解体工事というものにつきましては、それらの品質等を確保しなければならない工事ではないと考えておりますので、落札率が非常に大きくなるということも考えられるとは思っております。

山田伸幸委員 最近は、ただ壊せばいいというんじゃなくて、それを再利用とかリサイクルとかということもいろいろ言われているんですが、そういったこともこの入札金額によって可能だと考えられるんでしょうか。

河田監理室長 これは建築住宅課が答えるべきものかもしれませんが、検査のときも私どもで確認しますが、コンクリート構造物とかそれらの解体し

たガラとかにつきましては、中間処理ということで再利用できるような施設等での処理等もありますので、それらをこの金額で行えると業者が判断されたと思っております。

長谷川知司委員 監理室にお聞きしますが、この度 J V で 2 者の入札になりますが、それぞれが 3 者での J V になっております。この 3 者での J V というのは、監理室で指導されたのかどうか。それをお願いします。

河田監理室長 J V の公募におきましては、3 者若しくは 2 者の J V ということでの公募を行っております。これは公募の仕様の中に書いております。3 者にされるか 2 者にされるかは、業者のほうでの組み方によります。

長谷川知司委員 結果としては J V 2 者の入札になったんですが、もっとメンバーを増やそうというのであれば、逆に 2 者で J V っていうことは考えられなかったですか。

河田監理室長 これは、公募に関しましては、解体工事の登録がある業者での公募となっておりますので、2 者で組みなさいということは私どもから指示することは考えておりません。2 者若しくは 3 者ということでの自由な組み方ができる方法で考えていただくようにしております。

長谷川知司委員 では、普通のほかの J V も、やはり 2 者及び 3 者ということで行われているんですか。

河田監理室長 基本的に 2 者及び 3 者ということで行っております。

山田伸幸委員 やはり、低価格入札っていうのは、いろいろな懸念が出てまいります。品質は問わないと先ほど言われたんですけど、安全設備等での抜かりがあってはならないわけです。当然、かなり実績もある会社だと思いますので、そういった安全設備についての中身を入札に当たった

ほかの業者、あるいは見積りを出した業者等の考え方、あるいは実際にこのようにしていくんだという計画、その辺は問題なく行えると考えてよろしいのでしょうか。

河田監理室長 今回の内容につきましては、後ほど建築住宅課がお答えすると思いますが、まず今回落札されたJVの中の代表となるヘキムラ興業という会社であります。国際標準化機構でありますISO9001という品質マネジメントの関係、ISO14001という環境マネジメント、OHSAS18001という労働安全衛生に関する規格を取得されている業者で、信頼できると考えております。内容につきましては、建築住宅課から答えてまいります。

石田建築住宅課主査 低入調査の提出していただいた資料の中に、安全対策の確保についてという項目があります。その中で、安全に対する認識について、新規入場者教育、KYミーティング等により、全作業員に周知徹底する、また、災害防止協会を設立し、現場事務所にて現場作業従事者全員参加による研修訓練を実施する、工事用資材及び施工機械の輸送中は、交通規則を遵守し、スピード、積載重量オーバー等の違反を起こさないように、運転手への指導を徹底すると記載があります。また、この度の工事に関しては、大規模な解体工事になりますので、工事監理業務委託を別発注する予定としております。工事監理者には、工事だけでなく、安全や公害について監理していただきたいと思っております。

笹木慶之委員 先ほど来から聞いておりますと、非常に詳細の部分についても適切にお答えになっておられる。ということ为前提として、市として懸念材料は全く残らないと理解していいんですね。というのは、先ほど冒頭にあったように、例えばアスベストの関係については、もう事前に調査しておいて、それが十分に処理できる工期も取っておるということで14.6か月と。だから、一番皆さんがいろいろと思われるのは、いわゆる予定価格と実勢価格が余りにもかけ離れておるので、その辺のこと

を十分確認した上で、本当に適正な工事ができるのかというところが、やっぱり心配なわけですね。だけど、ずっと聞いておきますと、一切そういったことは問題ないと、このように理解していいということですか。一応念を押しておきます。

石田建築住宅課主査 当課としては、不安なことについては、全てヒアリングで聞いておきます。そして、落札者に適切に回答していただいたため、不安はありません。

笹木慶之委員 したがって、私どもは、業者についてどうこう言っているわけじゃなく、執行部の対応の仕方を審議しているわけですから、それを今言われたように、全てチェックを掛けて、心配ありませんということでしたら、それはそれでいいと思います。そこで、二つほどちょっとお聞きします。先ほど、監理業務の委託をするということなんですが、それは、手順としてどうなるのか。それからもう1点は、仮設道路のことが出ていました。工事用道路を拡幅して付けるということ。その辺りをもう少し教えてほしいと思うんですが、その二つほど。取りあえず。ちょっと教えてください。

河野朋子委員長 監理業務と拡幅道路の件、2点、今質問がありましたので、お願いします。

山本建築住宅課建築係長 工事監理業務委託につきましては、各専門の事業者による指名競争入札で決定したいと考えております。

河野朋子委員長 道路の件について、お願いします。

吉岡教育次長兼教育総務課長 これは埴生小学校の南側の入り口の道路ですけども、御承知のとおり、すごく急な斜面で勾配がありまして、幅も狭いということで、今回、この解体工事、あるいは、その後に控えておりま

す南側ののり面の工事で重機を敷地内に入れる、それから、10トントラックを入れるというときに、ちょっと危ない、進入することができないということで、入り口道路を拡幅して斜面を緩やかにする工事を現在行っておるところです。工期につきましては、この10月に一応完成ということで予定をしております。

笹木慶之委員 監理業務委託の件ですが、これは、入札ということで、これからされるということですね。これができないと工事に着手できませんからね。それはいつ頃になるんですか。

熊野教育総務課課長補佐兼学校施設係長 来月、入札予定です。

笹木慶之委員 そこで問題なのは、14.6か月と言われましたが、いつから解体に入るのかということによって、期間が変わってくるんじゃないですかね。この、いわゆる監理業務の委託が遅れば遅れるほど遅れてくるでしょ。だから、セットものですから早くされないと動かんのじゃないですかね。ということで、これから見ると次年度にまたがるということがもう前提論としてなるような形になるんですけど、その辺りの考え方はどうなんですかね。

石田建築住宅課主査 工事監理委託の業者が決まるまでは、市で監理していきたいと思います。最初は、施工計画書を作成したり仮設計画を作ったりするようになりますので、1か月程度の作成期間があります。その間に工事監理者を決めて、きちっと工事が進められるようにしたいと思っております。

笹木慶之委員 その辺りを言われないと、何かずっと待っているような感じを受けましたから、だから、しばらくは市で監理をしながら、そういった形に持っていくということですね。それから、もう1点はね、これは余計なことかもしれませんが、道路の拡幅に関して、ちょっと気になるこ

とがあるのが、埴生小の下の松の木なんです。あれは、もともとは多行松の松なんです。ところが、多行松の形態を成していない、変にせん定してしまったもんですから。多行松でしたら下からわあっと生える松なんですけどね。だから、何の価値もないようなという言い方される方もおられますが、地元の方はあの松を物すごく大事にしておられるんです。だから、松の伐採等については慎重にされないと、違った意見をお持ちの方もおられますから、拡幅について、松はやっぱり、昔から地元では大事にされた松ということを入り込んで処理されたほうがいいと思いますが、その辺りどうでしょうかね。

吉岡教育次長兼教育総務課長 はい、今御指摘のとおり、松につきましては、地元の方が大変大事にされておられる松ということは、もう認識しております。この度、先ほども申しましたが、重機であるとか10トントラックが入るということで、そういった機器が当たって枝が折れてしまうと、松に非常に損傷を与えてしまうと、よろしくないということで、大きな車が通る場所、当たりそうなところについては、事前にせん定をしようということで、この6月にちょっとせん定をさせていただいております。もちろん、せん定につきましては専門の業者にさせていただいておりますし、実際、せん定の日には、地元の有力者の方に立ち会っていただいて、実際の作業をさせていただいております。

伊場勇副委員長 松のことを聞こうと思っていたんですが、十分に気を付けていただいているということで、ありがとうございます。奥委員が聞かれた、質疑のところを確認なんですけど、アスベストに関しては、事前にしっかり調査しているので、この金額内で大丈夫と言われるんですけど、築年数が大分たっているんで、新たに崩している途中に大量に出てくることもあるんじゃないのかなと。そのときの処分費とかも、全部この金額内で収まるのかなと思うんですけど、業者の方が逆に困らないように、業者の方に負担が行かないように、そういった金額設定にしっかりなっているのかというところをもう一度確認させてください。

石田建築住宅課主査 アスベストが事前に入っているという部分については、この金額に入っております。

伊場勇副委員長 アスベストが事前に入っているってというような表現をされたんですが、まずそのアスベストの事前の調査は、どういう形でされたんですか。目視ですか。

石田建築住宅課主査 建築住宅課の職員が、過去の実績の下、アスベストが入ってそうな部分について指定して、専門業者に採取してもらって、成分の調査をしていただいております。

伊場勇副委員長 はい、分かりました。そうしたら、もう本当に信じられない事態が起きない限りは、この金額内ということですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、資料1の図面のところ、水路について少しお聞きしたいんですが、南側ののり面については補強工事をしっかりするということなんですが、北側に水路が通ってしまして、水量が多いときにやはりあふれてしまって南側にしっかり流れて行って、下に住宅地があり、その方々がやはりとても懸念されているようです。この際、北側の水路とか少し大きくできないのかなという声が上がっているんですが、その点について検討されているようであれば、少しお話を聞いてみたいんですが。

吉岡教育次長兼教育総務課長 この水路に関しましては、私どもも先ほど言われましたのり面の下の方々からお話はよく伺っております。現在、この水路につきましては、左側のグラウンドと右側の校舎の間に線がちょっとありますが、この線のところに水路がありまして、ここを通って南に水が流れ、左側のほうに流れていくというような水の流れになっております。この度、のり面の工事につきまして、現在このグラウンドの上側のほうに側溝があり、そこに水が流れておるんですが、この度ののり面

の工事では、そののり面の下のほうにも水路を造りまして、そちらからも流す。また、水路が流れる先の水路についても、ちょっと拡幅といいますか、大きくするというのを今計画しておるところです。先ほどおっしゃいました、北側を東側に流すということではありますが、こちらの水路については、現在、途中にもう土砂が積もって水路の体を成していない状況であります。こちらに水を流すということになりますと、今度は水利組合との関係が出てまいりまして、水利組合の組合長とも、今、お話をさせていただいておりますが、今すぐにこちらに流すのはちょっと難しいのではないかという話に今なっておるところです。いずれにしても、地域の住民の方々に御迷惑のならないような方策を今後考えていきたいと考えております。

長谷川知司委員 埴生小学校の跡地の活用を教育委員会はどう考えているか、お聞きします。

岡原教育部長 埴生小学校の体育館は残ります。体育館とグラウンドに関しましては、以前から説明させていただいているように、スポ少等の活動で使っていきたいと考えております。あとは、解体した校舎の跡地ということになるかと思えますけれども、こちらに関しましては、今後市の市有財産の検討委員会がありますので、そちらで今後の利活用については検討してまいりたいと思っております。

長谷川知司委員 今まではそういう言葉で良かったと思うんですが、私、前から言っているのは、もうここを使わないと決まったときに、教育委員会の行政財産であったとしても、市有財産の活用を早目に検討してくださいというのをいつも言っております。今の答弁では今からしますということですから、ちょっと残念です。もうここは早くからこういう形になるというのは決まっとったんだから、市有財産の活用委員会ですか、その中でもう十分検討されていると思ったんですが、まだのようであれば、早急に検討していただき、すぐ跡地活用ができるような状況にしていた

だくというのがいいかなと思います。

河野朋子委員長 意見ですか、今のは。いいですか、答弁は。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに、質疑はないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）なければ、質疑を打ち切って、討論は。

山田伸幸委員 やはり低価格入札、幾ら大丈夫と言われても余りにも低い金額で、その懸念が払拭できておりませんので、反対したいと思います。

河野朋子委員長 ほかに、討論は。（「なし」と呼ぶ者あり）では、討論はほかにないということで、採決をします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

河野朋子委員長 賛成多数で本議案は可決すべきものと決しました。以上で終わります。お疲れ様でした。

午後 2 時 1 5 分 散会

令和 2 年（2020 年）9 月 2 4 日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子